

表附-14 インドの締結した通商条約の情報通信関係規定項目比較

項目	通商条約	GATS	A	B	C	D
電気通信ルール						
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール						
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		附 5	附 2	7.3	附 3	附 3
[1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)			附 5		附 4.1	附 4
[2]番号ポータビリティ					附 4.3**	附 5
[6]再販売の許容					附 4.2	附 6
[3]ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別					附 4.4	
・主要なサービス提供者のルール						
[5]不利でない待遇				7.4	附 5.1	附 7
競争条件セーフガード	約参 1		附 4	7.6	附 5.2	附 8
[6]再販売の許容					附 5.3**, 5.4	
[9]ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与			附 3	7.5	附 5.5	
相互接続	約参 2		附 5	7.7	附 5.6	附 9
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続	約参 2.2		附 5	7.7	附 5.6	附 9 I
◇差別的でない条件及び料金	約参 2.2		附 5	7.7	附 5.6	附 9 I
◇自己の子会社等よりも不利でない品質	約参 2.2		附 5	7.7	附 5.6	附 9 I
◇細分化され透明で合理的な条件,原価に照らして定める料金	約参 2.2			7.7	附 5.6	附 9 I, II, III
◇伝送網の終端点以外の接続点での相互接続	約参 2.2		附 5	7.7	附 5.6	附 9 I
◇[11]接続約款による相互接続						附 9VI
◇[12]接続約款の認可制						附 9VI
◇[13]接続約款又は協定による相互接続			(附 5)**		附 5.6	附 9VII
◇交渉手続きの公の利用可能性	約参 2.3		附 5	7.7	附 5.6	附 9IX
◇[14]接続協定のファイリング			附 5	7.7	附 5.6	
◇相互接続に関する取り決めの透明性	約参 2.4		(附 5)**	7.7	附 5.6	附 9X
◇相互接続の紛争解決	約参 2.5		附 5	7.7		附 9XI
[17]専用回線によるサービスの提供及び料金					附 5.7	附 10
[18]コロケーション等の確保			附 3	7.5	附 5.8	附 9V
[19]電柱,管路,線路敷設権へのアクセス			附 3	7.5	附 5.9	
[20]海底ケーブルシステムへのアクセス					附 6	
・政府規制に関するルール						
独立の規制機関	約参 5		附 8	7.8	附 8	附 13
ユニバーサルサービス	約参 3		附 6	7.9	附 9	附 11
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の告示	約参 4		附 7	7.10	附 10	附 12
希少な資源の分配及び利用	約参 6		附 9	7.11	附 11	附 14
[23]規制機関による執行					附 12	
[24]紛争解決			附 10	7.12	附 13	附 15
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	附 4		附 11	7.13	附 14	附 16
[25]技術中立性			附 12			
国際標準の促進	附 7		附 12			
[26]情報サービス(付加価値サービス)への非規制協力	附 6				附 7***	
デジタル貿易ルール						
電子的送信への関税不賦課			10.4			
[33]デジタルプロダクトの無差別待遇			10.4			
[36]電子商取引関係法等の透明性			10.6			
[47]要求されていない商業上の電子メッセージの規制						附 17

- A) India - Singapore Comprehensive Economic Cooperation Agreement (CECA) (August 1, 2005)
 B) Comprehensive Economic Partnership Agreement Between The Republic Of Korea And The Republic Of India (January 1, 2010)
 C) Comprehensive Economic Cooperation Agreement Between The Government Of Malaysia And The Government Of The Republic Of India (July 1, 2011)
 D) Japan-India Economic Partnership Agreement (August 1, 2011)

註：GATSは、「モデル参照文書」にフルコミットした場合の項目。GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。Aの「附」は附属書7D(Annex 7D)。Cの「附」は附属書8-2(Annex 8-2)。Dの「附」は附属書5。
 * : 相互接続の同等・非差別性、接続料の公正性などを規定。
 ** : 努力規定。
 *** : サービス提供義務を課すこと等を禁じているが、米国の多くのFTAで禁じている料金規制は禁じられていない。

(各協定から筆者作成。)